

青森県報

号外第百九号

平成二十八年
十二月二十八日
(水曜日)

目 次

訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……一
青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……一

教育委員会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(教職員課) ……二
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……二
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(同) ……三

公営企業

青森県病院事業施設管理規程……………(病院局) ……三
青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(経営企画室) ……三
(同) ……四

訓 令

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように

定める。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程(昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「子」を「子(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)以下「勤務時間条例」という。)(第八条の第二項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)(「に」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)」を「勤務時間条例」に改め、同表の備考一中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第七条の三第一項中「子」を「子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。

以下同じ。)(「に」に、「育児休業法第二条第一項」を「同項」に、「第二条の二第三号」

を「第二条の三第三号」に、「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条第三項中「第三条第四号又は第十一条第五号」を「第三条第五号又は第十一条第六号」に改める。

第二号様式及び第二号様式の五中「続柄」を「続柄等」に改める。
第二号様式の六中「第3条第4号（第11条第5号）」を「第3条第5号（第11条第6号）」に改める。

第三号様式の七中「続柄」を「続柄等」に改める。
第三号様式の八中「（養子縁組の取消しを含む）」を「
第三号様式の九中「（養子縁組の取消しを含む）」に改める。

「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した 」を

「 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された 」

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

に係る家事審判事件が終了した 」

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された 」

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

教 育 委 員 会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に、「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条第二項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第五条第二項中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。
第一号様式五中「続柄」を「続柄等」に改める。
第三号様式五中

「 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した（養子縁組の取消しを含む） 」を
「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した 」

「 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した 」

「 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された 」

「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した 」

「 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求 に係る家事審判事件が終了した 」

「 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された 」

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和二十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）

の一部を次のように改正する。

第五条中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改める。

第七条の二第一項中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に、「第三条第七号」を「第三条第八号」に改め、同条第三項中「第三条第四号」又は「第十一条第五号」を「第三条第五号又は第十一条第六号」に改める。

第二号様式の二及び第二号様式の三中「続柄」を「続柄等」に改める。

第二号様式の四中「第3条第4号（第11条第5号）」を「第3条第5号（第11条第6号）」に改める。

第二号様式の五中「続柄」を「続柄等」に改める。

第二号様式の六中

「 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した（養子縁組の取消を含む）

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した 」 を

「 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した

育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求

に係る家事審判事件が終了した

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された 」

改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表の特別休暇の項中「子」を「子（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）以下「勤務時間条例」という。）第八条の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）」を「勤務時間条例」に改め、同表の備考一中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院事業施設管理規程をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院事業施設管理規程

（趣 旨）

第一条 この規程は、別に定めるもののほか、青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）第二条第二項に定める病院（その附属物及び敷地を含む。以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の原則)

第二条 施設を使用する者は、その使用に際し常に秩序の維持、清潔の保持、災害の防止等に努め、その円滑な運営に資するよう心掛けなければならない。

(施設管理者)

第三条 この規程を実施するため、施設に施設管理者を置く。

2 施設管理者は、病院の院長の職にある者をもって充てる。

(許可行為)

第四条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、施設管理者の許可を受けなければならない。ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定に基づく行政財産の使用の許可に係る場所において第一号から第四号までに掲げる行為をする場合は、この限りでない。

一 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為

二 ポスター、プラカード、旗その他これらに類する物を掲示し、又は掲出する行為

三 仮設工作物を設置する行為

四 物件（自動車その他の車両を除く。）を所定の場所以外の場所に置く行為

五 集会等のため施設を一時的に使用する行為

2 施設管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことがある。

3 施設管理者は、許可を受けた者がその許可の内容又は条件に違反したときは、その許可を取り消すことがある。

(禁止行為)

第五条 何人も、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 施設を損傷し、又は汚損する行為

二 示威又はけん騒にわたる行為

三 凶器等の危険物を持ち込む行為

四 通行の妨げとなる行為

五 職務の円滑な遂行を妨げる行為

六 正当な理由がなく立入禁止区域に立ち入る行為

七 その他施設管理者が施設の管理上支障があると認める行為

(立入制限等)

第六条 施設管理者は、施設の管理のため必要があると認めるときは、立ち入ること

のできる者の人数、立入の時間、立入の場所等を制限し、又は立入りを禁止することがある。

(退去命令等)

第七条 施設管理者は、次の各号に該当する者に対して退去又は当該違反に係る物件の撤去を命ずることがある。

一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した者

二 第六条の規定による制限又は禁止に従わなかった者

附 則

この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年十二月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「達するまでの子」の下に「（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」といふ。）を含む。次項、第十条第二項、第十三条第三項及び第二十一条第一項を除き、以下同じ。）」を加える。

第八条第五項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第八条第五項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前条第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第九条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十一条第五項第三号及び第四号を次のように改める。

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第十一条第五項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が前条第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十二条第二項中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第十四条第六項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ

前条第一項又は第二項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十五条第二項中「（第六項第三号）」の下に「から第五号まで」を加え、「同条第一項、第二項、第三項、第五項、第六項及び第七項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第一項中「ならない。この場合において、同条第一項の規定による請求に係る期間と同条第二項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「同条第一項又は第二項」を「同条第二項中「これらの規定」とあるのは「それぞれ同条第一項に規定する支障の有無又は第二項」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第二項」と、「これらの規定」に改め、「これらの」とあるのは「同項」とを削る。

第十八条中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第二十二條第一項中「掲げる者」の下に「（第二号に掲げる者）にあつては、職員と同居しているものに限る。」を加え、「次項において」を「以下」に改め、「介護をするため、」の下に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態ことに、三回を超えず、かつ、通算して六月（非常勤職員にあつては、九十三日）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一継続する状態ことに、連続する六月（非常勤職員にあつては、連続する九十三日（当該状態となつた日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用したことがある場合にあつては、知事が定める日数を差し引いた日数）の期間」を「指定期間」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3 第一項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を管理者に申し出なければならない。第二十二條に次の六項を加える。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十三條第三項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について

て指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

9 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

10 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

11 介護休暇については、その勤務しない一時間につき、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額する。

第二十二条に次の一条を加える。

(介護時間)

第二十二条の二 介護時間は、職員(期限付臨時職員及び育児休業代替臨時職員を除く。)が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、三十分とする。

4 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(労働基準法第六十七条第一項の育児時間又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間及び当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間については、その勤務しない一時間につき、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額する。

第二十三条の見出し及び同条第一項中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第二項中「特別休暇」を「又は特別休暇」に改め、同条第三項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加える。

第二十四条の見出し中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改め、同条第七項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、「休暇簿(第四号様式)」を「休暇簿等(第四号様式又は第四号様式之二)」に改め、同条第八項中「前項の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「第二十二条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「の期間」の下に「(当該指定期間が二週間未満である場合その他の場合には、管理者が別に定める期間)」を加える。

第二十五条第一項中「同項の」の下に「規定により介護休暇の」を加え、同条第二項中「又は介護休暇」を、「介護休暇又は介護時間」に改める。

第二十六条第七項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加える。

第三十五条の見出し中「及び休職」を、「休職及び降給」に改め、同条第一項中「第二十八条第一項」の下に「及び職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」を加え、「又は免職」を「免職し、又は降給」に改め、同条第一号中「勤務実績が良くない」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くない」に改め、同条第三号中「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例」に改める。

第三十五条の二の見出し及び同条中「及び休職」を、「休職及び降給」に改め、同条中「(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」を削る。

第四十二条第三項中「(平成四年三月青森県条例第五号)第三条第四号又は第十一条第五号」を「第三条第五号又は第十一条第六号」に改める。

第四号様式を次のとおり改める。

第九号様式及び第九号様式の二中「続柄」を「続柄等」と改める。
第十号様式中「第3条第4号（第11条第5号）」を「第3条第5号（第11条第6号）」に改める。

第十一号様式中「続柄」を「続柄等」と改める。
第十二号様式中「（養子縁組の取消しを含む）」を削ぐ、

「 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した 」を

「 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求

に係る家事審判事件が終了した

育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1

項第3号の規定による措置が解除された 」

改める。

附 則

1 この規程は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県病院局職員就業規程第二十二条第一項の規定による申出をしようとする職員は、この規程の施行前においても、改正後の同規程第二十四条第七項及び第八項の規定の例により、申出を行うことができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭